

税制改正大綱の概略と 改正スケジュール

平成25年度税制改正大綱の概略

相続税

- (1)(2)(3)①②(7)…平成27年1月1日以後の相続等から適用
- (3)③…平成26年1月1日以後の相続等から適用
- (8)…平成25年4月1日以後の相続等・贈与から適用

(1) 相続税の基礎控除の大幅縮小

相続税は、遺産が基礎控除額までなら税金は発生せず。
その基礎控除額が40%減額。

(現 行) 5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数
(改正案) 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

(2) 相続税の最高税率引き上げ

相続税の税率は、2億円超の金額に対する税率が上がり、
最高税率が50%⇒55%

(3) 小規模宅地等の特例の適用要件緩和・面積拡大

- ①特定居住用の適用対象面積が240m²から330m²へ拡大
- ②特定事業用と特定居住用のみ適用対象とする場合、それ
ぞれの適用対象面積まで適用可能
- ③2世帯住宅や老人ホーム入所の場合の取扱いが一部明確化

- (4)(5)(7)…平成27年1月1日以後の贈与から適用
- (6)…平成25年4月1日から平成27年12月31日までに拠出されるものに適用

(4) 历年贈与の税率構造の改正

- ①贈与税の調整（最高税率の引き上げ等）
- ②20歳以上の者が直系尊属（親、祖父母など）から贈与を
受けた場合の贈与税が軽減

(5) 相続時精算課税制度の要件が緩和

- ①受贈者の範囲に20歳以上である孫（現行推定相続人のみ）
が追加

- ②贈与者の年齢要件が60歳以上（現行65歳以上）に緩和

(6) 教育資金の一括贈与の非課税措置の新設

一定の教育資金の贈与が最大1,500万円まで非課税

(7) 事業承継税制の要件緩和

非上場株式の納税猶予制度の種々の要件が緩和

(8) 非居住者（日本国籍なし）の国外相続財産の課税拡大

日本国内に居住する者から相続・遺贈・贈与で取得する国外
財産を相続税・贈与税の課税対象に追加

所得税

(1) 所得税の最高税率の見直し

平成27年より課税所得4,000万円超は40%から45%へ
税率アップ

(2) 金融所得課税

年100万円までの株式等の投資について、配当や譲渡益が
5年間非課税（日本版ISA）。公社債等の課税方式の変更等。

(3) 住宅ローン減税等の拡大（一般住宅）

平成26年4月から平成29年入居で最高控除額が年40万円

法人税

(1) 投資促進

設備投資を前年度比10%超増やした企業に対し、投資額の
30%の特別償却や3%の税額控除

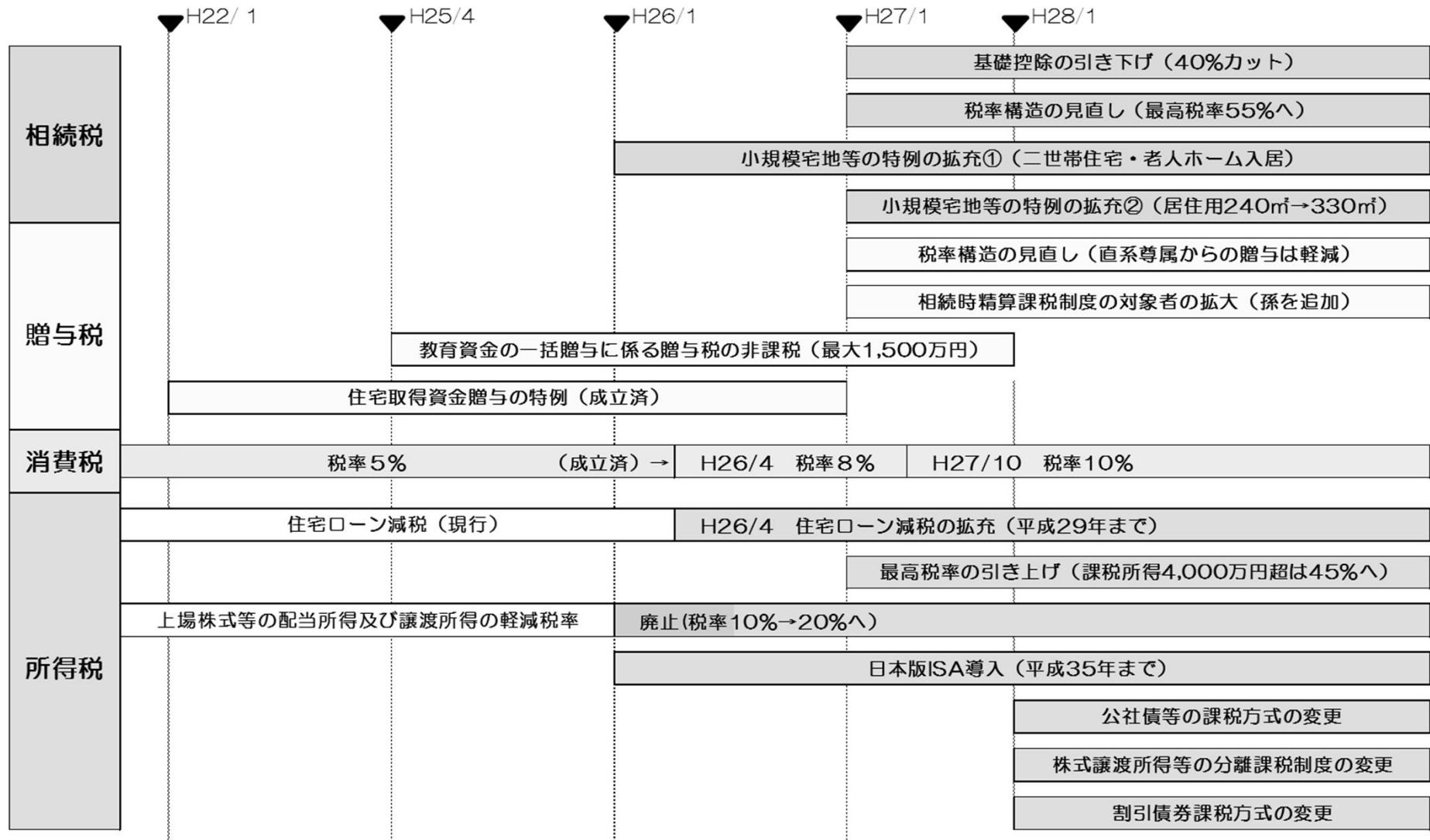
(2) 給与増を促進

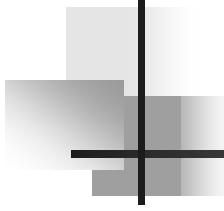
平均給与などを増加した企業に対し、給与増額の10%を
法人税額から控除

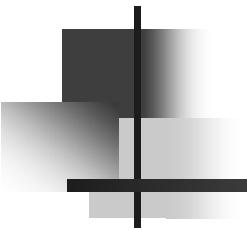
(3) 中小企業交際費

年800万円まで全額損金算入

主な税制改正のスケジュール







法人税

生産等設備投資促進税制の創設（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

新設

ポ イ ン ト

国内設備投資需要を喚起する観点から、国内設備投資を増加させた青色申告法人が新たに国内で取得した機械・装置について、取得価額の30%の特別償却又は取得価額の3%の税額控除の選択適用ができます。

改 正 内 容

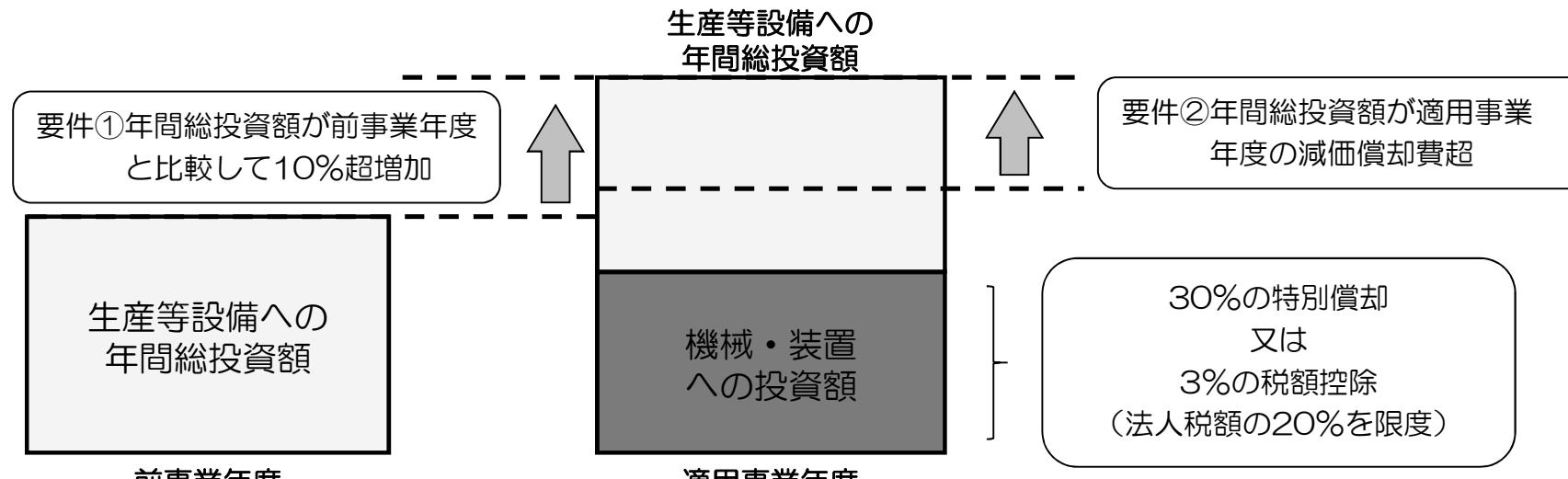
以下の要件①及び②を満たした場合、新たに国内において取得等をした機械・装置について、取得価額の30%の特別償却又は取得価額の3%の税額控除（法人税額の20%を限度）ができるようになります。

要件① 国内における生産等設備への年間総投資額が前事業年度と比較して10%超増加していること

要件② 国内における生産等設備への年間総投資額が適用事業年度の減価償却費を超えていていること

（注1）生産等設備とは、その法人の事業の用に直接供される減価償却資産（無形固定資産及び生物を除く。）で構成されているものをいう
なお、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設等は該当しない

（注2）損金経理をした金額は、前事業年度の償却超過額等を除き、特別償却準備金として積み立てた金額を含む



適 用 時 期

平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用

所得拡大促進税制の創設（法人税・所得税・法人住民税）

新設

ポイント

個人の所得水準を底上げする観点から、給与等支給額を増加させた場合に、当該支給増加額に10%の税額控除ができます。

改正内容

以下の①、②及び③の要件を満たした場合、国内雇用者に対する給与等支給増加額について、10%の税額控除（法人税額10%（中小企業等は20%）を限度）が認められます。

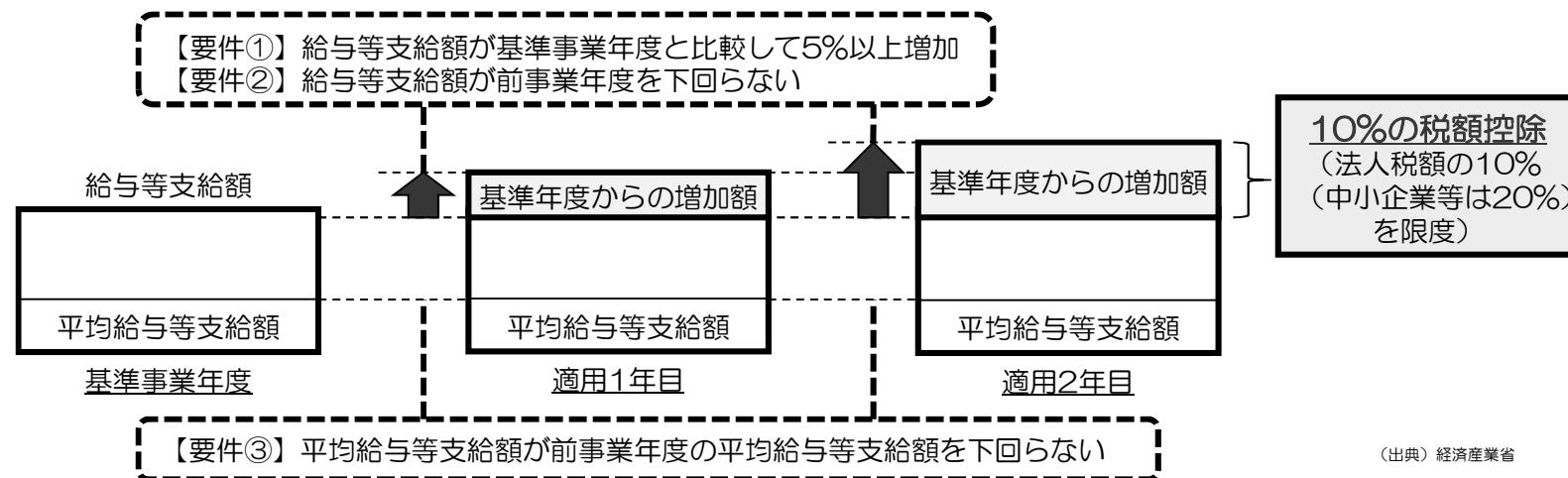
- ①給与等支給額が基準事業年度の給与等支給額と比較して5%以上増加していること
- ②給与等支給額が前事業年度の給与等支給額を下回らないこと
- ③平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を下回らないこと

（注1）国内雇用者とは、法人の使用人（法人の役員及びその役員の特殊関係者を除く。）のうち国内事業所に勤務する雇用者

（注2）給与等支給額とは、各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額

（注3）基準事業年度とは、平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度

（注4）雇用促進税制、復興特区等に係る雇用促進税制と選択適用



（出典）経済産業省

適用時期

平成25年4月1日から平成28年3月31までの間に開始する各事業年度

商業・サービス業・農林水産業活性化税制の創設（法人税・所得税等）

新設

ポイント

中小企業等が経営改善に関する指導等を受けて行う店舗の改修等に伴い、器具備品及び建物附属設備の取得等を行い指定事業の用に供した場合に、取得価額の30%の特別償却又は取得価額の7%の税額控除との選択適用ができます。

改正内容

商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等が器具・備品（1台30万円以上）又は建物附属設備（1台60万円以上）を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（※1）を認める措置が創設されます。

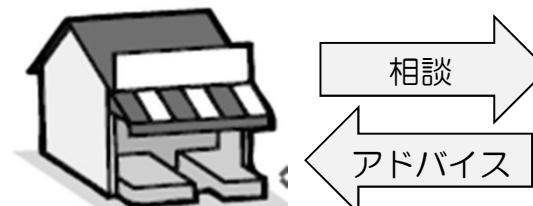
（※1）税額控除の対象法人は、資本金が3,000万円以下の中小企業等に限ります

活性化に資する設備の例

- ・店舗内のイメージアップ、集客力の拡大
- 照明設備（ダウンライト）
- シャンプー台設備
- 理容椅子
- 冷蔵オープンショーケース

指定事業への供用

中小商業・サービス業・農林水産業



相談

アドバイス

アドバイスを踏まえた設備投資

税制措置

（特別償却又は税額控除）

アドバイスを行う機関

認定経営革新等支援機関
商工会議所
商工会
都道府県中小企業団体中央会
商店街振興組合連合会 等

（出典）経済産業省

（注1）経営改善に関する指導等とは、商工会議所、認定経営革新等支援機関等による法人の経営改善及びこれに必要な設備投資等に係る指導及び助言

（注2）指定事業とは、卸売業、小売業、サービス業及び農林水産業（これらのうち風俗営業等を除く）

適用時期

平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に取得等し、事業の用に供した設備に適用

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の廃止に伴う措置

新設

ポ イ ン ト

金融機関から債権を取得した再生ファンド等が債権放棄を行う場合など合理的な再生計画に基づく債権放棄であっても、企業再生税制の適用が受けられないケースも少なくないため、合理的な再生計画に基づく債権放棄について、中小企業再生支援を行う再生ファンド（※）の債権放棄も企業再生税制の適用の対象とする特例

（※）内閣総理大臣（金融庁長官）及び経済産業大臣が指定

改 正 内 容

青色申告書を提出する中小企業者について、再生計画認可の決定があったことに準ずる一定の事実が生じた場合で、かつ、2以上の金融機関等が有するその中小企業者に対する債権が債務処理に関する計画によって特定投資事業有限責任組合の組合財産となる場合において、その中小企業者が債務処理に関する計画に従って、資産の評価換えをし、又は債務の免除を受けたときは、資産の評価損益の計上又は期限切れ欠損金の損金算入ができるようになります。

（注1）特定投資事業有限責任組合とは、一定の基準に適合する中小企業者の事業の再生に資する投資事業有限責任組合として内閣総理大臣（金融庁長官）及び経済産業大臣が指定する、中小企業再生支援を行う再生ファンドをいう

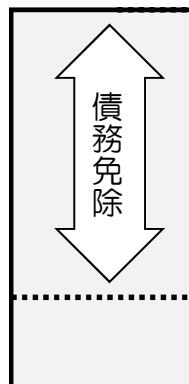
「企業再生税制」の概要

借り手の課税において、

負債の減少

税務上益金となる

税務上損金にできる



課税が生じない

評価損の損金
算入が可能

期限切れ
欠損金の優先
利用が可能

翌期以降の課税
所得と相殺可能

<企業再生税制適用の要件>

- 公表された債務処理の準則（支援協等の準則）に従って計画が策定されていること
- 2以上の金融機関による債権放棄が行われていること
- 今回、再生ファンドによる債権放棄も追加（特例）

（出典）金融庁

青色欠損金・・・通常所得と相殺可能な7年分（9年分）の繰越欠損金
期限切れ欠損金・・・通常所得との相殺期限（7年間（9年間））が切れた欠損金

適 用 時 期

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に再生計画認可の決定等がある場合に適用

環境関連投資促進税制の対象設備の拡充等

ポ イ ン ト

太陽光・風力発電設備の即時償却制度の適用期限を2年間（平成27年3月31日まで）延長されるとともに、対象設備の範囲に、コージェネレーション設備が追加
中小水力発電設備、定置用蓄電設備、省エネ設備（LED照明、高効率空調等）等が30%特別償却（中小企業は取得価額の7%税額控除）の対象に追加

改 正 内 容

7%税額控除 (中小企業のみ) 又は 即時償却 【平成25年3月末まで】	•太陽光発電設備 (10kW以上) •風力発電設備 (1万kW以上)	7%税額控除 (中小企業のみ) 又は 即時償却 【平成27年3月末まで】	•太陽光発電設備 (10kW以上) •風力発電設備 (1万kW以上) •コージェネレーション設備
7%税額控除 (中小企業のみ) 又は 30%特別償却 【平成26年3月末まで】	•コージェネレーション設備 •ハイブリッド建設機械 •電気自動車 •電気自動車用急速充電設備 等	7%税額控除 (中小企業のみ) 又は 30%特別償却 【平成28年3月末まで】	•ハイブリッド建設機械 •電気自動車 •電気自動車用急速充電設備 •中小水力発電設備 •下水熱利用設備 •定置用蓄電設備 •LED照明 •高効率空調 等 等

【対象設備の例】



コージェネレーション設備



LED照明

(出典:経済産業省)

適 用 時 期

7%税額控除又は即時償却については、平成27年3月31日まで延長

7%税額控除又は30%特別償却については、平成28年3月31日まで延長

研究開発税制の拡充（法人税・所得税・法人住民税）

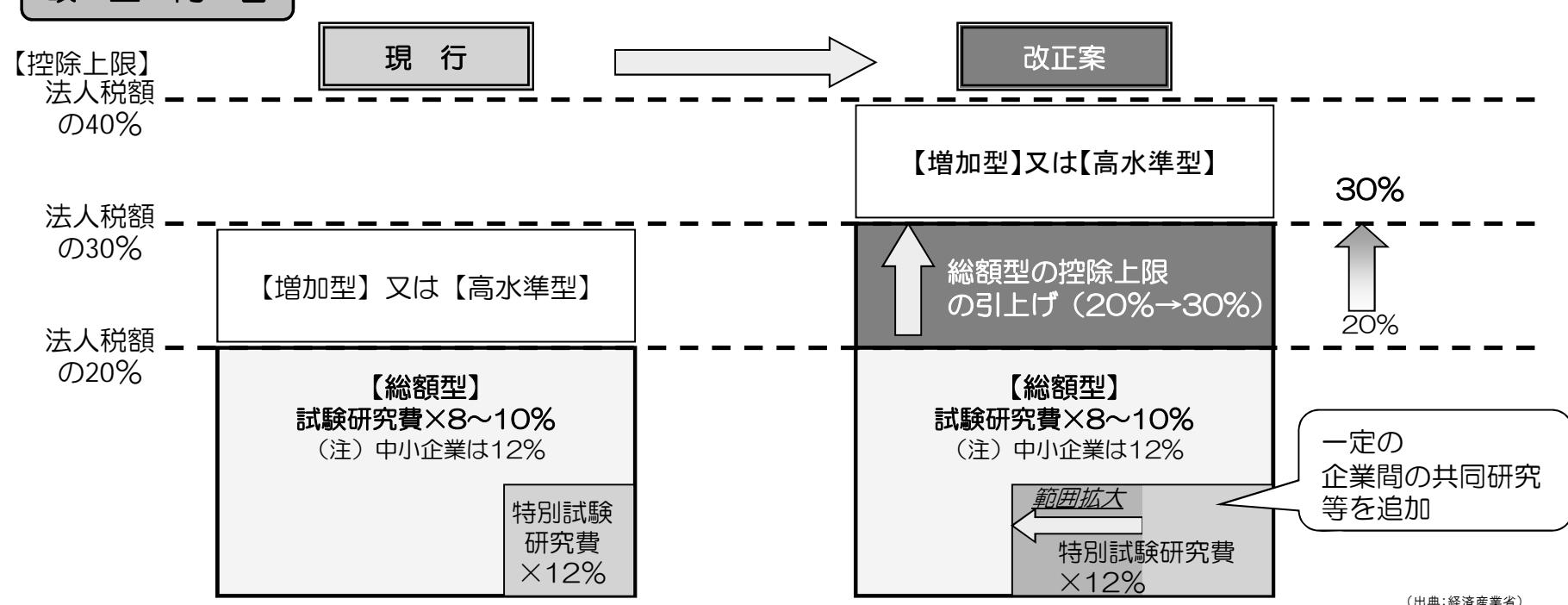
ポ イ ン ト

試験研究費の総額に係る税額控除制度、特別試験研究費の額に係る税額控除制度、繰越税額控除限度超過額に係る税額控除制度、中小企業技術基盤強化税制及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除制度について、2年間の时限措置として、控除税額の上限が当期の法人税額の30%（現行20%）に引き上げ

特別試験研究費の額に係る税額控除制度における特別試験研究費の範囲に一定の契約に基づき企業間で実施される共同研究に係る試験研究費等を追加

中小企業技術基盤強化税制及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る法人住民税の特例措置について、課税標準となる法人税額の控除額の上限を、2年間の时限措置として、控除税額の上限が当期の法人税額の30%（現行20%）に引き上げ

改 正 内 容



適 用 時 期

(控除税額の引上げ) 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用

雇用促進税制の拡充（法人税・所得税・法人住民税）

ポ イ ン ト

雇用促進税制に係る税額控除額を現行の増加雇用者1人当たり20万円から40万円に引き上げ

改 正 内 容

- ① 雇用者数が増加した場合に法人税額を特別控除する雇用促進税制について、税額控除限度額が増加雇用者数1人当たり40万円（現行20万円）に引き上げられます。
- ② 法人住民税についても、課税標準となる法人税額の特別控除制度に係る税額控除限度額も同様に1人当たり40万円に引き上げられます。
- ③ 適用要件の判定の基礎となる雇用者の範囲について所要の措置（※1）を講じます。

※1 年度途中に「高年齢継続被保険者」になった者を雇用者として算定

現 行

「雇用促進計画」をハローワークに提出し、1年間で5人以上（中小企業は2人以上）、かつ10%以上雇用者数を増加させるなど一定の要件を満たした事業主に対して、雇用者数の増加1人当たり20万円の税額控除が受けられる制度

【実績】（制度開始から平成24年12月末まで）

- ・雇用促進計画の受付件数：49,575件
- ・計画中の雇用者増加予定数：348,905人

現行の問題点（上記③について）

前期末

雇用者
(一般被保険者)
20人

新規雇用者：3人

当期末

雇用者（一般被保険者）
21人
高年齢継続被保険者
2人

前期末の20人のうち2名が65歳となり高年齢継続被保険者となる

この場合、適用年度中に雇用者を3名雇ったが、前期末の一般被保険者のうち、2名が高年齢継続被保険者となつたため、雇用者増加数は1名となり、雇用者増加割合は $(21-20)/20 = 5\%$ となるので、税制の適用対象外

（出典：厚生労働省）

中小法人の交際費課税の特例の拡充（法人税・法人住民税・事業税）

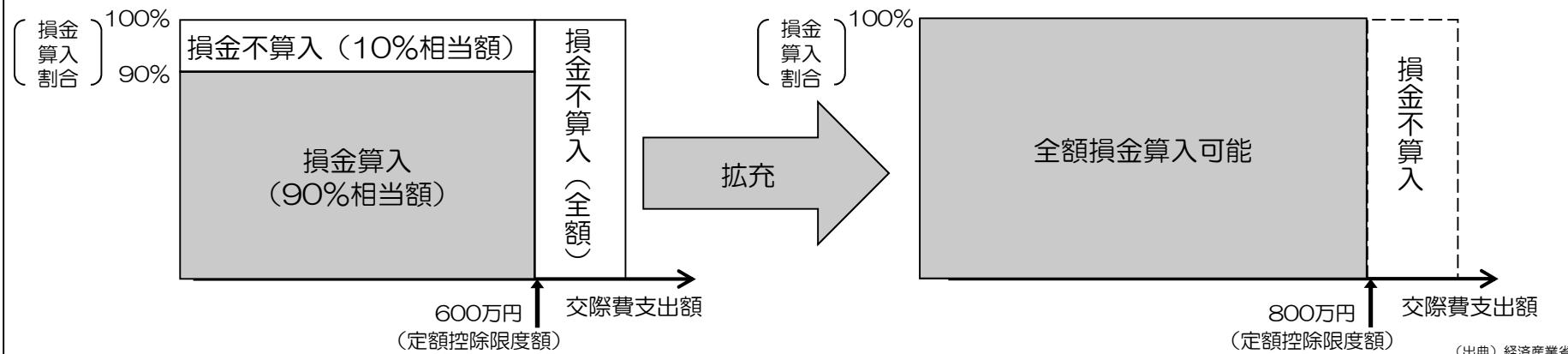
拡充

ポイント

法人が支出した交際費は原則として損金不算入。しかし、中小法人等は一定額の損金算入の特例があり、この特例措置につき、損金算入限度額が現行の600万円までの交際費支出の90%相当額から800万円以下全額に拡充されます。

改正内容

中小法人等の支出する800万円以下の交際費が全額損金算入可能となります。



- (注1) 交際費の範囲から1人あたり5,000円以下の一定の飲食費等は除外（中小法人、大法人の区別なく適用）
- (注2) 資本金1億円超の法人が支出した交際費については、その全額が損金不算入
- (注3) 資本金5億円以上等である法人との間にその法人による完全支配関係がある普通法人等が支出した交際費については、その全額が損金不算入

その他の措置①（法人税関係）

改正内容

法人税関係

項目	取扱い
(1)再生計画認可の決定があったことに準ずる一定の事実が生じた場合における資産の評価損益の計上	評価損益の計上に適さない資産の範囲から少額資産を除外し、評価差額が1,000万円未満の資産等であってもその評価損益を計上可
(2)廃棄物処理業の用に供される自走式の作業用機械設備に係る法定耐用年数	廃棄物処理業の用に供される自走式の作業用機械設備に係る法定耐用年数が8年（現行17年）に短縮（所得税も同様）
(3)国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度	対象となる国庫補助金等の範囲に独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づく助成金で固体酸化物形燃料電池等実用化推進技術開発（仮称）等に係るものを追加（所得税も同様）
(4)個別評価金銭債権に係る貸倒引当金制度	貸倒引当金の繰入事由に手形交換所に相当する一定の電子債権記録機関による取引停止処分を追加（所得税も同様）
(5)株式会社企業支援機構の改組に伴う同機構に係る貸倒引当金制度及び企業再生税制	改組後の株式会社地域経済活性化支援機構（仮称）においても引き続き対象（地方税も同様）
(6)金融商品取引法の改正により追加される虚偽開示書類の提出に加担する行為に対する課徴金等	他の金融商品取引法の課徴金と同様に損金の額に算入しない（所得税も同様）
(7)青色申告書を提出しなかった事業年度の災害損失欠損金額の繰越控除制度	災害損失欠損金額が生じた事業年度の確定申告書において災害損失の額の計算に関する明細の記載がない場合であっても、その後の修正申告書又は更正請求書の提出の際にその明細を記載した書類を添付しているときは、この制度の適用があることを明確化

その他の措置②（法人税・地方税関係）

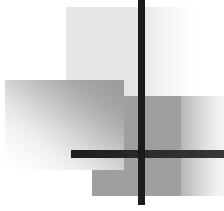
改 正 内 容

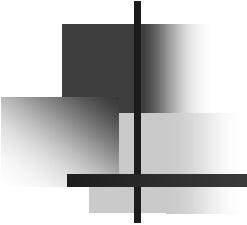
法人税関係

項目	取扱い
(8)民事再生等一定の事実による債務免除等があった場合に青色欠損金等の控除後に繰越欠損金を損金算入できる制度	青色欠損金等の控除前の所得金額が債務免除益相当額を超える場合における損金算入額は、青色欠損金等の控除後の所得金額からその超える部分の金額の20%相当額を減算した金額を限度。ただし、中小法人等は現行どおり
(9)法人税の額から控除する所得税の額の計算	公社債等に係る所得に対する課税の見直しに合わせて、公社債の利子、公社債投資信託の収益の分配等に対する所得税の額の所有期間による按分が廃止され、その全額を控除
(10)改正後薬事法に規定する希少疾病用再生医療製品（仮称）に関する試験研究で独立行政法人医薬基盤研究所法の規定による助成金の交付の対象となった期間に行われるものに要する費用の額について、引き続き、特別試験研究費の額に係る税額控除制度における特別試験研究費の額とする措置（所得税も同様）	薬事法の改正に伴い、改正後の薬事法に規定する希少疾病用再生医療製品（仮称）に関する試験研究で独立行政法人医薬基盤研究所法の規定による助成金の交付の対象となった期間に行われるものに要する費用の額について、引き続き、特別試験研究費の額に係る税額控除制度における特別試験研究費の額とする措置（所得税も同様）

地方税関係

項目	取扱い
(1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴う法人事業税の所得割の課税標準の算定の方法	所要の規定の整備を行う





組織再編・連結

特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入

ポ イ ン ト

特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入制度における、特定資産の範囲が広がります。

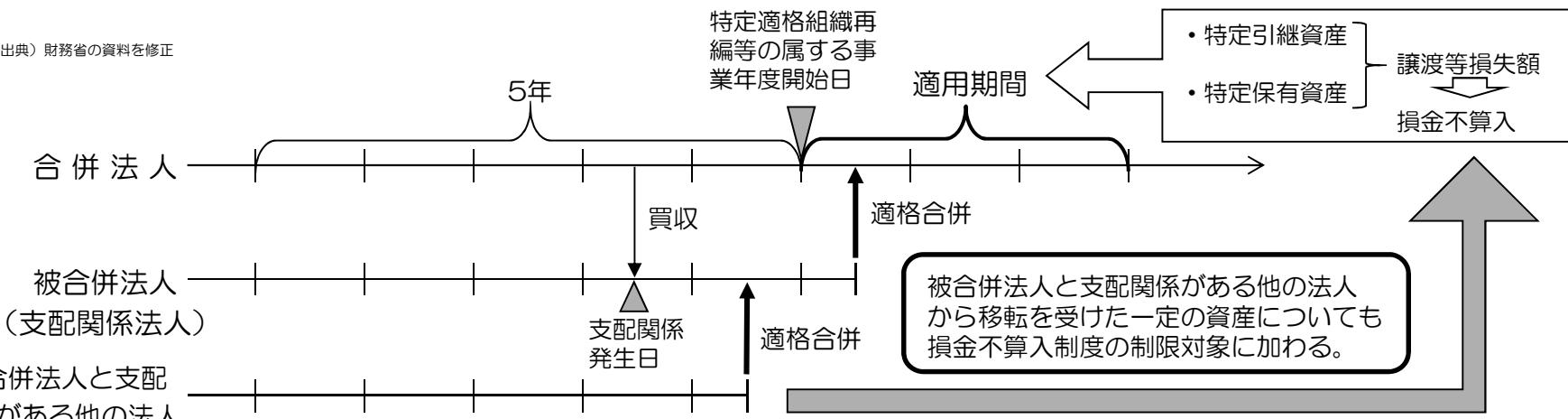
改 正 内 容

【現行の概要】

法人と支配関係法人との間でその法人を合併法人等とする適格合併等のうち共同で事業を営むための適格合併等に該当しないもの（特定適格組織再編成等）が行われた場合に、その支配関係がその法人の特定適格組織再編等の日の属する事業年度開始の日の5年前の日以後に生じているときは、その法人の適用期間^(注1)において生ずる特定引継資産^(注2)又は特定保有資産^(注3)に係る譲渡等損失額は、その法人の各事業年度の損金の額に算入しません。（法62の7、81の3）

- （注）1. 特定適格組織再編成等の日の属する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日（その日が支配関係発生日以後5年を経過する日後である場合には、その5年を経過する日）までの期間
- 2. 特定適格組織再編成等により移転を受けた資産で被合併法人等が支配関係発日前から有していたもの
- 3. 合併法人等が支配関係発日前から有していた資産

（出典）財務省の資料を修正



適 用 時 期

平成25年4月1日以後に他の法人との間に支配関係があることとなる法人に係る資産について適用

適格合併等の場合における欠損金の制限措置①

ポイント

青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度における、制限対象となる欠損金の範囲が広がります。

改正内容

【現行の概要】

- 被合併法人から引継ぎを受ける未処理欠損金額に係る制限（法法57③、法令112⑤）
適格合併に係る被合併法人と合併法人との間に支配関係があり、その支配関係がその合併法人の適格合併の日の属する事業年度開始の日の5年前の日以後に生じている場合において、その適格合併が共同で事業を営むためのものに該当しないときは、①及び②の欠損金額は、被合併法人から引継ぎを受ける欠損金額（未処理欠損金額）には含まれません。
 - ① 被合併法人の支配関係事業年度前の各事業年度の欠損金額
 - ② 被合併法人の支配関係事業年度以後の各事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失額相当額から成る部分の金額
- 合併法人等の繰越青色欠損金額に係る制限（法法57④、法令112⑧）
法人と支配関係法人との間でその法人を合併法人等とする適格組織再編成が行われ、かつ、その支配関係法人との支配関係がその法人の適格組織再編成の日の属する事業年度開始の日の5年前の日以後に生じている場合において、その適格組織再編成が共同で事業を営むためのものに該当しないときは、その法人の①及び②の欠損金額は、当該事業年度以後の各事業年度においては、ないものとされます。
 - ① その法人の支配関係事業年度前の各事業年度の欠損金額
 - ② その法人の支配関係事業年度以後の各事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失額相当額から成る部分の金額

（注）特定資産譲渡等損失額相当額から成る部分の金額

支配関係事業年度以後の各事業年度で欠損金額の生じた事業年度ごとに、次のイから□を控除した金額をいう

- イ その事業年度に生じた欠損金額のうちその事業年度について法法62の7を適用した場合に特定資産譲渡等損失額となる金額に達するまでの金額
□ その事業年度に生じた欠損金額のうち既に繰越控除された金額等



適用時期

平成25年4月1日以後に他の法人との間に支配関係があることとなる法人に係る欠損金について適用

適格合併等の場合における欠損金の制限措置②

ポ イ ン ト

青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度について、
引継ぎが制限される被合併法人の欠損金 及び ないものとされる合併法人等の欠損金
の範囲が広げられます。

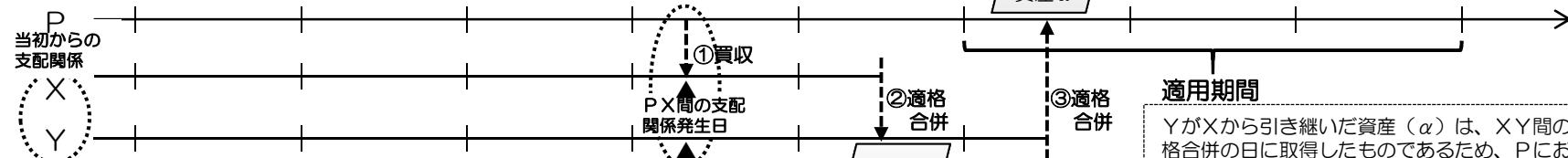
改 正 内 容

【問題点】

- 法人（P）が法人グループ（X及びY）をグループごとに買収した場合において、買収前からそのグループ内の法人（X）が有していた含み損のある資産又は買収後に発生した欠損金（買収後に実現させた損失）を、買収した法人（P）が直接に適格合併等で取得するときにはその資産の譲渡等損失額又は欠損金額は制限を受ける一方、そのグループ内で他の法人（Y）に一旦適格合併等で移転させた後に法人（P）が更に取得するときにはその資産の譲渡等損失額又は欠損金額は制限されない。

（出典）財務省

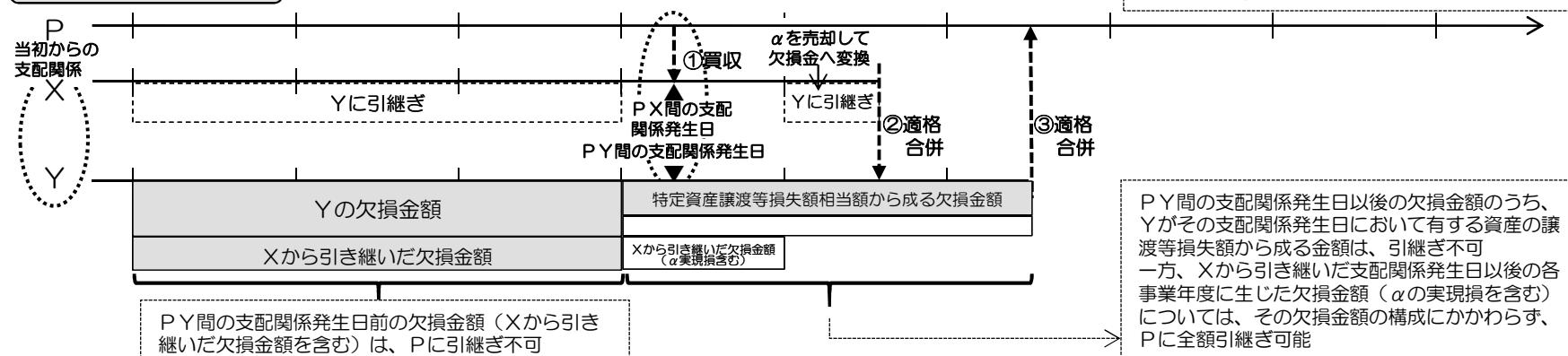
含み損資産の場合



適用期間

YがXから引き継いだ資産（α）は、X Y間の適格合併の日に取得したものであるため、Pにおいては特定引継資産（P Y間の支配関係発生日前から有していたもの）に該当しないことから、αの譲渡等損失額は損金算入可能

含み損資産の場合



P Y間の支配関係発生日以後の欠損金額のうち、Yがその支配関係発生日において有する資産の譲渡等損失額から成る金額は、引継ぎ不可
一方、Xから引き継いだ支配関係発生日以後の各事業年度に生じた欠損金額（αの実現損を含む）については、その欠損金額の構成にかかわらず、Pに全額引継ぎ可能

適 用 時 期

平成25年4月1日以後に他の法人との間に支配関係があることとなる法人に係る欠損金について適用

連結納税制度に関する改正

ポイント

連結納税制度について、みなし配当事由による投資簿価修正額の計算及び連結留保金額の計算方法の変更が行われます。

改正内容

1. みなし配当事由による投資簿価修正額の計算の整備

平成22年の税制改正により連結子法人株式の帳簿価額の修正（投資簿価修正）を行う譲渡等修正事由に、他の連結法人にみなし配当事由が生じたことが追加され、当初投資価額が譲渡原価となるよう、投資簿価修正が行われることとされました。

この度の改正により、連結法人が連結子法人株式の譲渡を行う場合等においてその譲渡直前に行う投資簿価修正について、その修正事由がみなし配当事由によるものである場合における投資簿価修正額の計算について所要の整備が行われます。

2. 連結留保金額の計算方法の変更

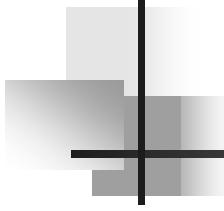
連結特定同族会社の留保金課税制度について、連結留保金額に連結法人間で行われた適格現物分配に係る移転資産の価額を含めることとなります。

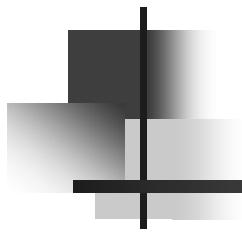
【連結留保金額計算方法】

連結留保金額 = 連結所得等の金額のうち留保した金額 - 当期連結法人税相当額 - 当期住民税相当額

+ 連結グループ内配当についての調整額 + 適格現物分配に係る移転資産価額

改正により追加





國際課稅

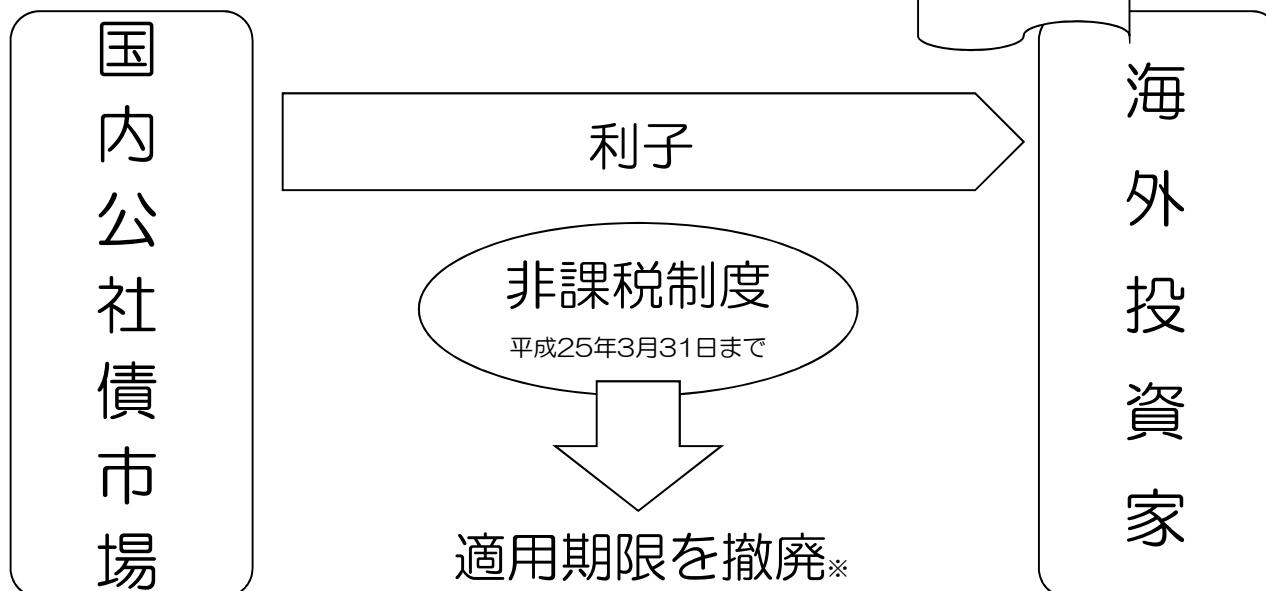
振替公社債等の利子等の非課税制度

ポ イ ン ト

海外投資家が受ける振替公社債等の利子等については、一定の手続要件を満たすと、非課税とされています。本年度の税制改正により、この特例の適用期限が撤廃されます。

改 正 内 容

①(振替社債等の利子等の非課税)



②(振替公社債等の利子等の非課税)

- ・所有期間にかかわらず、その全額について源泉徴収を不適用又は非課税とする。
- ・所有期間明細書を廃止するとともに、非課税適用申告書等を5年ごとに提出する。
- ・償還金等についても、非課税適用申告書の提出を要件として、償還時の源泉徴収を行わず、所得税及び法人税を非課税とする。

※次に掲げる振替社債等の利子等については、平成28年3月31日までに発行されるものに限ることとされます。

- ・振替特定目的信託受益権のうち社債的受益権
- ・東日本大震災復興特別区域法に規定する特定地方公共団体との間に完全支配関係がある内国法人が発行する利益連動債

適 用 時 期

- ①平成25年3月31日までとされていた適用期限を撤廃
- ②平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき振替公社債等の利子等及び償還金等について適用

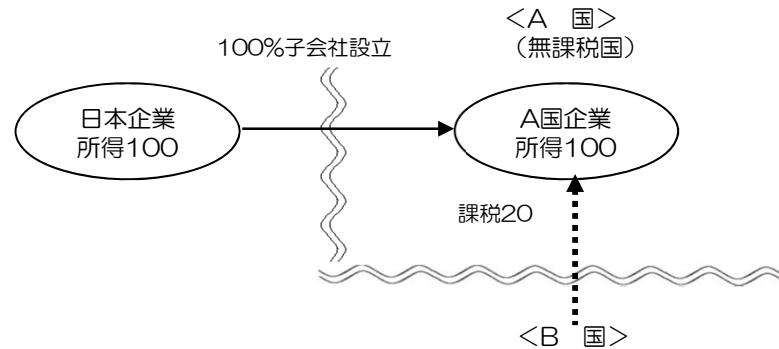
外国子会社合算税制等に係る外国税額控除の見直し

ポ イ ン ト

無税国に所在する特定外国子会社等に係る外国子会社合算税制の合算所得につき、本店所在地国以外の国で課税される場合には、当該合算所得は、外国税額控除の適用上、非課税国外所得に該当しないことになります。

改 正 内 容

【控除限度額の計算】



一括限度額方式

(控除限度額=法人税額×国外所得※1／全世界所得)

※1 非課税国所得は国外所得に含めない（経過措置あり※2）

※2 平成26年3月31日までの間に開始する事業年度においては
非課税所得の5／6が国外所得から除外されます。

現 行

$$\text{控除限度額} = 20 \times 0 / (100 + 100) = 0$$

改正案

$$\text{控除限度額} = 20 \times 100 / (100 + 100) = 10$$

移転価格税制の見直し

ポ イ ン ト

国外関連者との取引に係る課税の特例（いわゆる移転価格税制）について見直しが行われます。

改 正 内 容

取引単位営業利益法で使用する利益水準指標に営業費用売上総利益率（いわゆるベリー比）を加えることになります。

【独立企業間価格の算定方法】

- ①独立価格比準法
- ②再販売価格基準法
- ③原価基準法
- ④①～③に準ずる方法

上記④の方法

- ①利益分割法
- ②取引単位営業利益法 → **取引単位営業利益法**
- ③上記①～②に準ずる方法

国外関連取引が棚卸資産の購入の場合

独立企業間価格＝再販売価格－（再販売価格×比較対象取引に係る営業利益
／比較対象取引に係る総収入金額十買手の販管費）

過大支払利子税制の整備

ポ イ ン ト

平成24年度からの過大支払利子税制の導入に伴い、関連する事項につき所定の整備が行われます。

改 正 の 考 え 方

過少資本税制と過大支払利子税制の重複排除

過大支払利子の判断基準	対応する我が国の制度
①過少資本税制	資本に比して負債が過大
②過大支払利子税制	所得に（利息支払前）に比して支払利息が過大

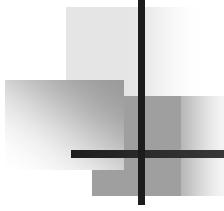
過少資本税制と過大支払利息税制の双方の適用対象となる場合

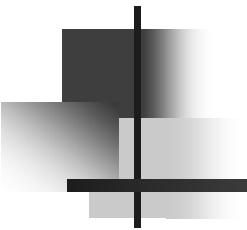
現 行 その計算された損金不算入額のうちいずれか多い金額が当期の損金不算入額とされます。

改正案 上記のみならず、重複適用排除に関する規定等の整備が行われます。

法人事業税の見直し

法人事業税の付加価値割の課税標準である単年度損益について所定の措置が講じられます。





租稅特別措置法関連

租税特別措置法①（法人税関係：廃止・縮減等）

ポイント

その他の租税特別措置法の法人税関係の特例は、「廃止・縮減等」は4項目、「新設」は1項目、「延長・拡充等」は16項目、そのうち主なものは以下のとおりになります。

改正内容

法人税関係【廃止・縮減等】

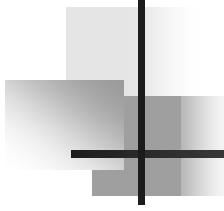
項目	取扱い（適用期限等）
(1)サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却制度	適用期限が平成28年3月31日まで3年延長されるとともに、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等をしたものの割増償却率を14%（耐用年数が35年以上あるものについては、20%）（現行28%（耐用年数が35年以上あるものについては、40%））に引き下げられます（所得税についても同様）。
(2)特定再開発建築物等の割増償却制度	次の見直しが行われます（所得税についても同様）。 ①都市再開発法の施設建築物に係る措置について、対象となる施設建築物を施行地区の面積が5,000 m ² 以上の市街地再開発事業に係るものに限定した上、その適用期限が平成27年3月31日まで2年延長されます。 ②都市再生特別措置法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置について、都市再生緊急整備地域内において行われる都市再生事業により整備される建築物の割増償却率を40%（現行50%）に引き下げられた上、その適用期限が2年延長されます。 ③高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の特別特定建築物に係る措置は、その適用期限の到来をもって廃止されます。 ④雨水貯留浸透利用施設に係る措置の適用期限が2年延長されます。

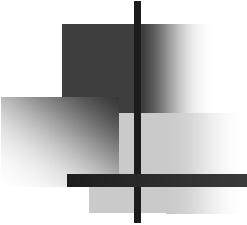
租税特別措置法②（法人税関係：延長・拡充等）

改 正 内 容

法人税関係【延長・拡充等】

項目	取扱い
(1)国際戦略総合特別区域における機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度	対象資産に開発研究用の器具備品が加えられます。
(2)共同利用施設の特別償却制度の延長	適用期限が平成27年3月31日まで2年延長されます。
(3)特定農産加工品生産設備等の特別償却制度の延長	適用期限が平成27年3月31日まで2年延長されます（所得税についても同様）。
(4)医療用機器等の特別償却制度の延長	対象機器等の見直しが行われた上で、適用期限が平成27年3月31日まで2年延長されます。
(5)支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却制度	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴う所要の規定の整備が行われた上で、その適用期限が平成27年3月31日まで2年延長されます（所得税についても同様）。
(6)農業経営基盤強化準備金制度の延長	適用期限が平成27年3月31日まで2年延長されます（所得税についても同様）。
(7)投資法人に係る課税の特例	次の見直しが行われます。 ① 投資法人がその所有する資産につき特定の資産の買換えの場合の課税の特例等を適用した場合には、一定の要件の下、支払配当等の額が配当可能利益の額の90%を超えていることとする要件における配当可能利益の額から買換特例圧縮積立金（仮称）として積み立てた金額が控除されます。 ② 投資信託及び投資法人に関する法律の改正に伴い、投資法人が海外不動産の取得等のみを目的とした海外の特別目的会社の株式を取得した場合には、その取得が実質的にその投資法人が海外にある不動産を取得する場合と同視できるものとして一定の要件を満たす場合に限り、他の法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の50%以上を有していないこととする要件を適用しないこととなります。
(8)倉庫用建物等の割増償却制度	対象となる倉庫用建物等の設備要件の見直しが行われた上で、その適用期限が平成27年3月31日まで2年延長されます（所得税についても同様）。





相続税・贈与税

相続税の基礎控除及び税率構造の見直し①

ポイント

バブル時の地価に対応していた基礎控除の水準をバブル前の水準に戻します。
高額の遺産取得者を中心に負担を求める観点から最高税率を55%へ引き上げるなど税率構造の見直しが行われます。

改正内容

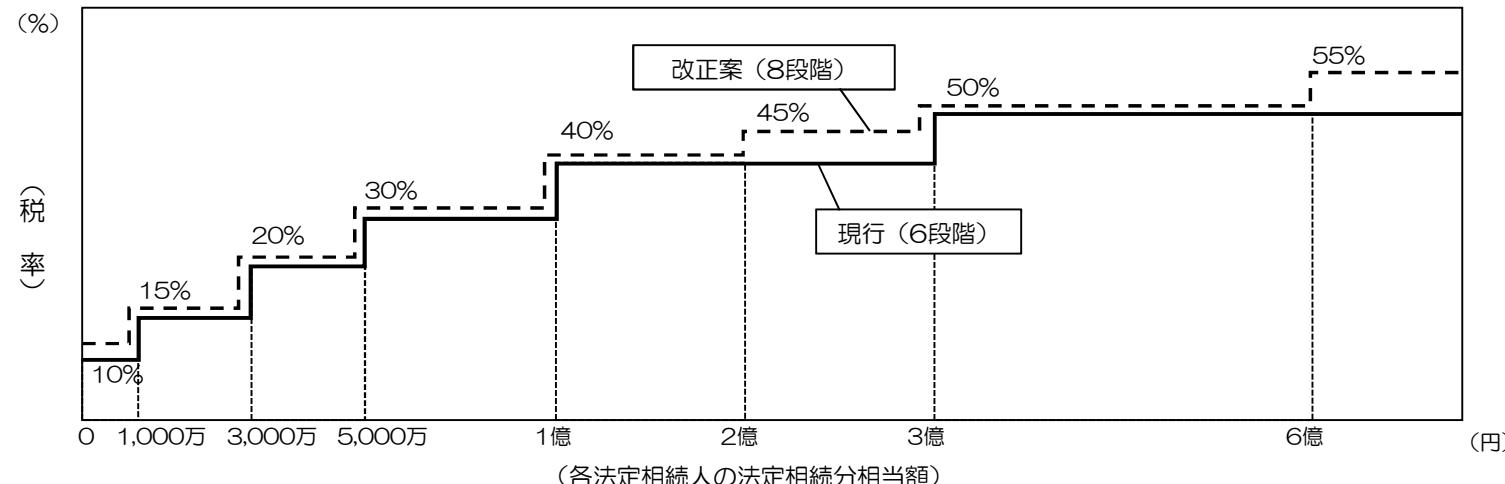
基礎控除の引下げ

$$[\text{現 行}] \quad 5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

$$[\text{改 正 案}] \quad 3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

税率構造の見直し

(出典) 財務省の資料を修正



適用時期

平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用

相続税の基礎控除及び税率構造の見直し②

改 正 内 容

相続税の税率構造の見直し

【相続税速算表】

現 行			改正案		
各取得分の金額	税 率	控除額	各取得分の金額	税 率	控除額
1000万円以下	10%	—	1000万円以下	10%	—
3000万円以下	15%	50万円	3000万円以下	15%	50万円
5000万円以下	20%	200万円	5000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円	1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1700万円	2億円以下	40%	1700万円
3億円超	50%	4700万円	3億円以下	45%	2700万円
			6億円以下	50%	4200万円
			6億円超	55%	7200万円

適 用 時 期

平成27年1月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用

相続税の基礎控除及び税率構造の見直し③

相続税早見表 相続人が配偶者と子の場合

(単位：万円)

課税価格 (基礎控除前)	配偶者+子1人			配偶者+子2人			配偶者+子3人		
	改正案	現 行	増税額	改正案	現 行	増税額	改正案	現 行	増税額
5千万円	40	0	40	10	0	10	0	0	0
1億円	385	175	210	315	100	215	262	50	212
1.5億円	920	600	320	748	463	285	665	350	315
2億円	1,670	1,250	420	1,350	950	400	1,217	812	405
2.5億円	2,460	2,000	460	1,985	1,575	410	1,800	1,375	425
3億円	3,460	2,900	560	2,860	2,300	560	2,540	2,000	540
3.5億円	4,460	3,900	560	3,735	3,175	560	3,290	2,750	540
4億円	5,460	4,900	560	4,610	4,050	560	4,155	3,525	630
4.5億円	6,480	5,900	580	5,493	4,925	568	5,030	4,400	630
5億円	7,605	6,900	705	6,555	5,850	705	5,962	5,275	687
6億円	9,855	8,900	955	8,680	7,850	830	7,838	7,025	813
7億円	12,250	11,050	1,200	10,870	9,900	970	9,885	8,825	1,060
8億円	14,750	13,550	1,200	13,120	12,150	970	12,135	11,075	1,060
9億円	17,250	16,050	1,200	15,435	14,400	1,035	14,385	13,325	1,060
10億円	19,750	18,550	1,200	17,810	16,650	1,160	16,635	15,575	1,060
11億円	22,250	21,050	1,200	20,185	18,900	1,285	18,885	17,825	1,060
12億円	24,750	23,550	1,200	22,560	21,150	1,410	21,135	20,075	1,060
13億円	27,395	26,050	1,345	25,065	23,450	1,615	23,500	22,325	1,175
14億円	30,145	28,550	1,595	27,690	25,950	1,740	26,000	24,575	1,425
15億円	32,895	31,050	1,845	30,315	28,450	1,865	28,500	26,825	1,675
20億円	46,645	43,550	3,095	43,440	40,950	2,490	41,182	38,350	2,832
25億円	60,395	56,050	4,345	56,630	53,450	3,180	54,307	50,850	3,457
30億円	74,145	68,550	5,595	70,380	65,950	4,430	67,432	63,350	4,082

配偶者が相続財産を法定相続分（2分の1）まで取得し、配偶者の税額軽減を活用したものとして試算しています

相続税の基礎控除及び税率構造の見直し④

相続税早見表 相続人が子のみの場合

(単位：万円)

課税価格 (基礎控除前)	子1人			子2人			子3人		
	改正案	現 行	増税額	改正案	現 行	増税額	改正案	現 行	増税額
5千万円	160	0	160	80	0	80	20	0	20
1億円	1,220	600	620	770	350	420	630	200	430
1.5億円	2,860	2,000	860	1,840	1,200	640	1,440	900	540
2億円	4,860	3,900	960	3,340	2,500	840	2,460	1,800	660
2.5億円	6,930	5,900	1,030	4,920	4,000	920	3,960	3,000	960
3億円	9,180	7,900	1,280	6,920	5,800	1,120	5,460	4,500	960
3.5億円	11,500	9,900	1,600	8,920	7,800	1,120	6,980	6,000	980
4億円	14,000	12,300	1,700	10,920	9,800	1,120	8,980	7,700	1,280
4.5億円	16,500	14,800	1,700	12,960	11,800	1,160	10,980	9,700	1,280
5億円	19,000	17,300	1,700	15,210	13,800	1,410	12,980	11,700	1,280
6億円	24,000	22,300	1,700	19,710	17,800	1,910	16,980	15,700	1,280
7億円	29,320	27,300	2,020	24,500	22,100	2,400	21,240	19,700	1,540
8億円	34,820	32,300	2,520	29,500	27,100	2,400	25,740	23,700	2,040
9億円	40,320	37,300	3,020	34,500	32,100	2,400	30,240	27,700	2,540
10億円	45,820	42,300	3,520	39,500	37,100	2,400	35,000	31,900	3,100
11億円	51,320	47,300	4,020	44,500	42,100	2,400	40,000	36,900	3,100
12億円	56,820	52,300	4,520	49,500	47,100	2,400	45,000	41,900	3,100
13億円	62,320	57,300	5,020	54,790	52,100	2,690	50,000	46,900	3,100
14億円	67,820	62,300	5,520	60,290	57,100	3,190	55,000	51,900	3,100
15億円	73,320	67,300	6,020	65,790	62,100	3,690	60,000	56,900	3,100
20億円	100,820	92,300	8,520	93,290	87,100	6,190	85,760	81,900	3,860
25億円	128,320	117,300	11,020	120,790	112,100	8,690	113,260	106,900	6,360
30億円	155,820	142,300	13,520	148,290	137,100	11,190	140,760	131,900	8,860

未成年者控除及び障害者控除の見直し

ポイント

未成年者控除及び障害者控除について、前回改正時（昭和63年）からの物価の動向及び相続税全体の内容を踏まえ、控除額を次の通り引き上げる見直しが行われます。

改正内容

①未成年者控除の見直し

現行	改正案
20歳までの1年につき6万円	20歳までの1年につき10万円

②障害者控除の見直し

現行	改正案
85歳までの1年につき6万円 (特別障害者について12万円)	85歳までの1年につき10万円 (特別障害者について20万円)

—計算例（相続税から控除できる金額）—

		相続人が15歳の場合	相続人が20歳の場合
		未成年者控除	障害者控除
相 続 税 控 除 額	現 行	$6\text{万円} \times (20\text{歳} - 15\text{歳}) = 30\text{万円}$	$6\text{万円} \times (85\text{歳} - 20\text{歳}) = 390\text{万円}$ (特別障害者12万円) $(85\text{歳} - 20\text{歳}) \times 12\text{万円} = 780\text{万円}$
	改 正 案	$10\text{万円} \times (20\text{歳} - 15\text{歳}) = 50\text{万円}$	$10\text{万円} \times (85\text{歳} - 20\text{歳}) = 650\text{万円}$ (特別障害者20万円) $(85\text{歳} - 20\text{歳}) \times 20\text{万円} = 1,300\text{万円}$

適用時期

平成27年1月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用

贈与税の税率構造及び相続時精算課税制度の見直し①

ポイント

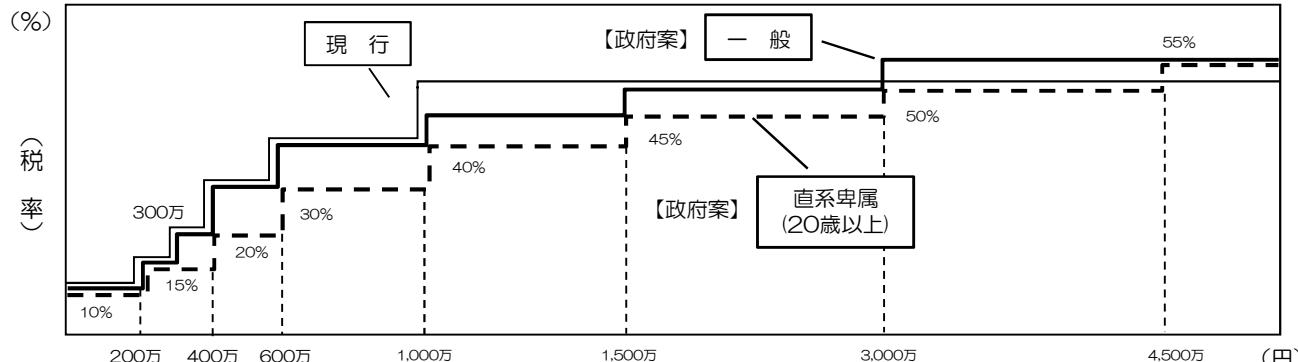
高齢者の保有資産の若年世代への早期移転を促し、消費拡大や経済活性化を図る観点から、相続税の見直しに併せて、
① 暦年課税について、子や孫などの直系卑属が受贈者となる場合の贈与税の税率構造を緩和
② 相続時精算課税制度について、受贈者に孫を追加するなど、その対象範囲を拡大

改正内容

①税率構造の見直し（暦年課税）

（贈与税の課税価格）

（出典）財務省



②相続時精算課税制度の対象者の見直し

【現 行】

受贈者：20歳以上の **推定相続人**

贈与者：**65歳以上** の者

【改正案】

20歳以上の **推定相続人及び孫**

60歳以上 の者

適用時期

平成27年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用

贈与税の税率構造及び相続時精算課税制度の見直し②

ポ イ ン ト

相続時精算課税制度の対象とならない贈与財産に係る贈与税の税率構造が見直されます。

改 正 内 容

- ① 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与税の税率構造の見直し
- ② ①以外の贈与財産に係る贈与税の税率構造の見直し

【贈与税の速算表（現 行）】

基礎控除及び配偶者控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円



【贈与税の速算表（改正案）】

①の場合			②の場合		
基礎控除及び配偶者控除後の課税価格	税率	控除額	基礎控除及び配偶者控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—	200万円以下	10%	—
400万円以下	15%	10万円	300万円以下	15%	10万円
600万円以下	20%	30万円	400万円以下	20%	25万円
1,000万円以下	30%	90万円	600万円以下	30%	65万円
1,500万円以下	40%	190万円	1,000万円以下	40%	125万円
3,000万円以下	45%	265万円	1,500万円以下	45%	175万円
4,500万円以下	50%	415万円	3,000万円以下	50%	250万円
4,500万円超	55%	640万円	3,000万円超	55%	400万円

適 用 時 期

平成27年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用

贈与税の税率構造及び相続時精算課税制度の見直し③

改 正 内 容

	贈与者		贈与金額（基礎控除前）			受贈者	贈与 金額
	200万円	400万円	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	
現 行	9万円 (4.5%)	33.5万円 (8.4%)	53万円 (10.6%)	231万円 (23.1%)	470万円 (31.3%)	720万円 (36%)	贈与税の金額
改 正 案 (20歳以上の者が直系尊属 から贈与を受けた場合)	9万円 (4.5%)	33.5万円 (8.4%)	48.5万円 (9.7%)	177万円 (17.7%)	366万円 (24.4%)	585.5万円 (29.3%)	
改 正 案 (上記以外)	9万円 (4.5%)	33.5万円 (8.4%)	53万円 (10.6%)	231万円 (23.1%)	450.5万円 (30%)	695万円 (34.8%)	

() は、贈与税÷贈与金額

適 用 時 期

平成27年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税から適用

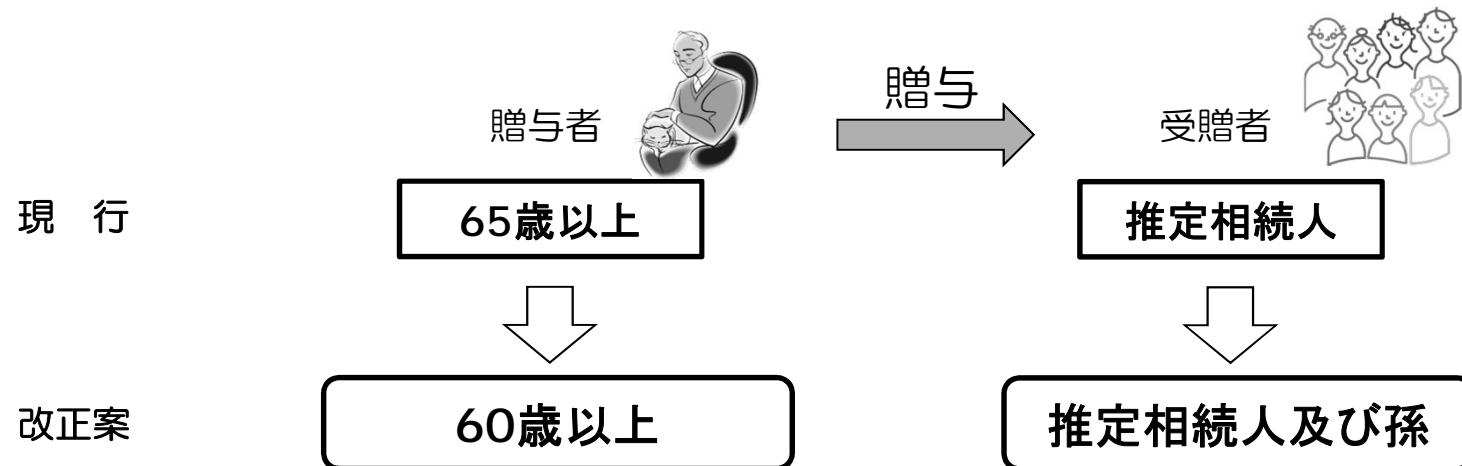
贈与税の税率構造及び相続時精算課税制度の見直し④

ポ イ ン ト

現行制度上、相続時精算課税の適用を受けることができる受贈者は贈与者の推定相続人に限られています。若年世代への早期移転を促進する観点から、相続税の見直しと併せて相続時精算課税の適用要件が次のように見直されます。

改 正 内 容

- ①受贈者の範囲に、20歳以上である孫（現行　推定相続人のみ）が追加されます。
- ②贈与者の年齢要件が60歳以上（現行　65歳以上）に引き下げられます。



適 用 時 期

平成27年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税から適用

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置①

ポ イ ン ト

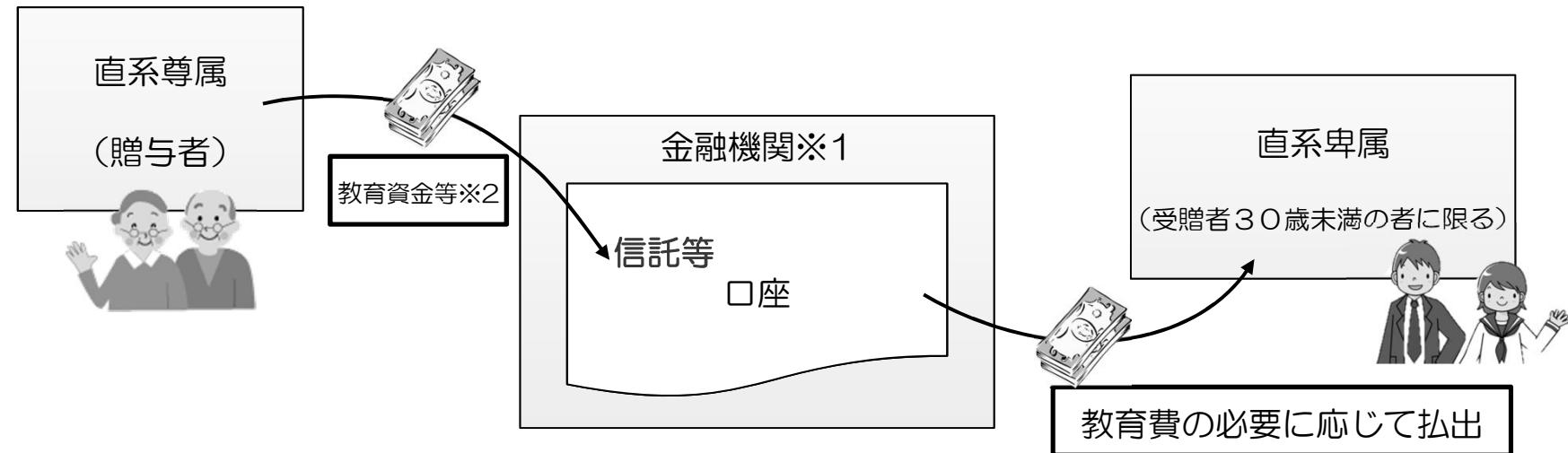
高齢者の保有する資産を現役世代により早期に移転させ、その有効活用を通じて「成長と富の創出の好循環」につなげるため、教育資金の一括贈与が1,500万円まで非課税とする制度が創設されます。

改 正 内 容

[現 行]
教育費の都度贈与は非課税

贈与

[改正案]
一括贈与であっても、1500万円（学校等以外の者に支払われる金銭については、500万円を限度とする）までは贈与税を非課税



※1金融機関（信託会社（信託銀行含む。）、銀行等及び金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。））

※2教育資金とは、文部科学大臣が定める

①学校等に支払われる入学金その他の金銭

②学校等以外の者に支払われる金銭のうち一定のもの

適 用 時 期

平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に拠出されるものに限り適用。

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置②

改 正 内 容

(1) 申告

受贈者は、本特例の適用を受けようとする旨等を記載した教育資金非課税申告書（仮称）を金融機関を経由し、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

(2) 払出し確認等

受贈者は、払い出した金銭を教育資金の支払いに充当したことを証する書類を金融機関に提出しなければなりません。金融機関は、提出された書類により払い出された金銭が教育資金に充当されたことを確認し、その確認した金額を記録するとともに、当該書類及び記録を受贈者が30歳に達した日の翌年3月15日後6年を経過する日まで保存しなければなりません。

(3) 終了時

① 受贈者が30歳に達した場合

イ 調書の提出

金融機関は、本特例の適用を受けて信託等がされた金銭等の合計金額（以下「非課税拠出額」という。）及び契約期間中に教育資金として払い出した金額（上記（2）により記録された金額とする。）の合計金額（学校等以外の者に支払われた金銭のうち500万円を超える部分を除く。以下「教育資金支出額」という。）その他の事項を記載した調書を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

□ 残額の扱い

非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額については、受贈者が30歳に達した日に贈与があったものとして贈与税が課税されます。

② 受贈者が死亡した場合

イ 調書の提出

金融機関は、受贈者の死亡を把握した場合には、その旨を記載した調書を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

□ 残額の扱い

非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額については、贈与税は課されません。

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し①

ポイント

- ①特定居住用宅地等に係る特例の特例対象面積が現行の240m²から330m²に拡大
②特例の対象として選択する宅地等のすべてが特定事業用等宅地等及び特定居住用宅地等である場合には、それぞれの適用対象面積まで適用可能となります。ただし、貸付事業用宅地等を選択する場合における適用対象面積の計算については、現行通り、調整を行います。

改正内容

相続開始の直前における宅地等の利用区分		要件		限度面積(m ²)	減額される割合
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	貸付事業以外の事業用の宅地等	①	特定事業用宅地等に該当する宅地等	400	80%
	貸付事業用の宅地等	②	特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等	400	80%
		③	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200	50%
		④	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200	50%
		⑤	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200	50%
被相続人等の居住の用に供されていた宅地等		⑥	特定居住用宅地等に該当する宅地等	240	80%

特定居住用宅地等に係る特例の特例対象面積の拡大

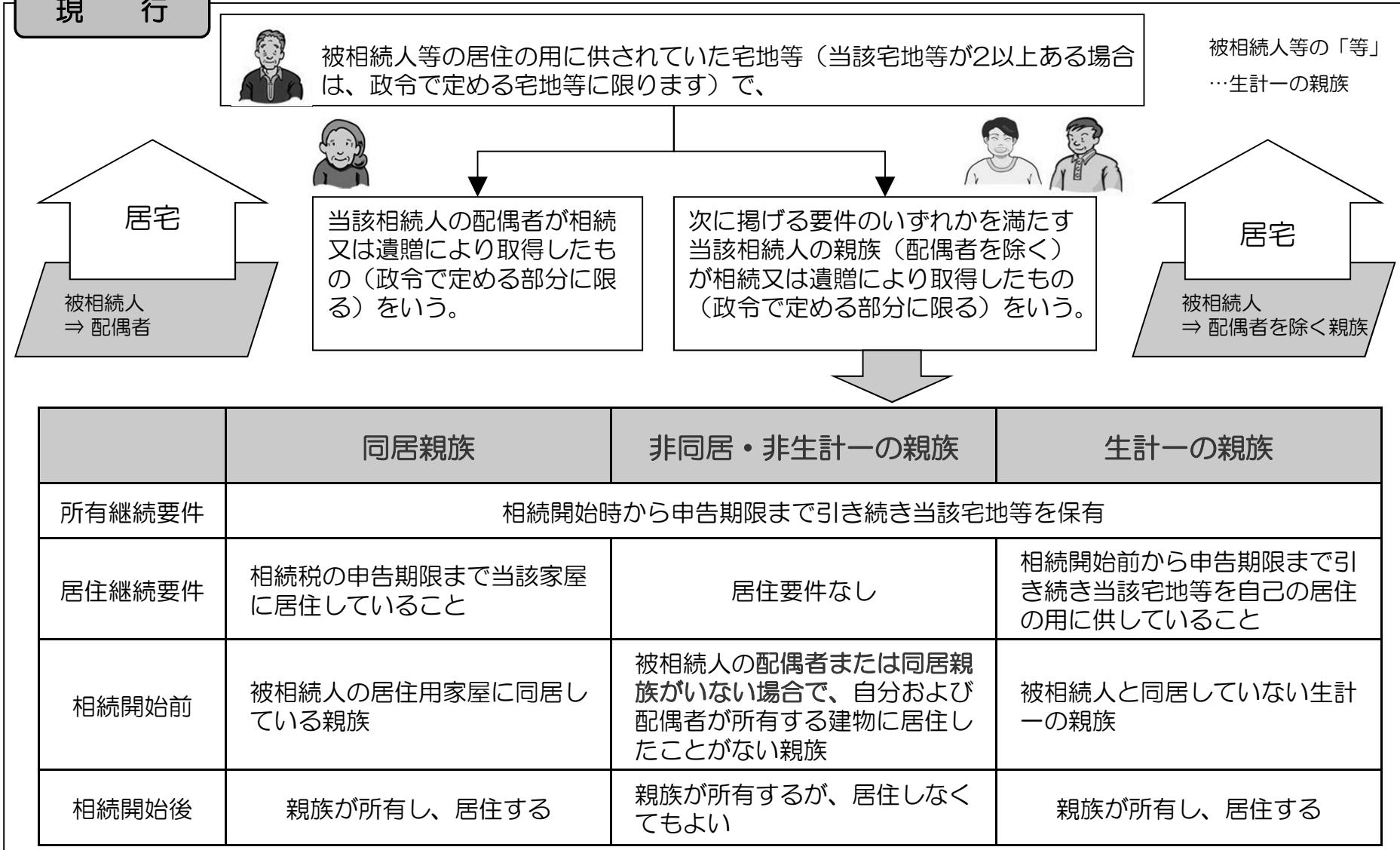
330m²

適用時期

平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し② (適用要件)

現 行



小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し③ (限度面積の改正)

解説

特例の対象として選択する宅地等の全てが特例事業用宅地等及び特定居住用宅地等である場合は、それぞれの適用対象面積まで適用可能になります。

【計算例】被相続人が製造業を個人で経営していた場合

(他の適用要件は全て満たしていると仮定)

自営業土地 (400m² 路線価150千円)

被相続人自宅 (330m² 路線価400千円)

評価額(小規模宅地等の特例適用前)	小規模区宅地等の特例						
	現行			改正案			
	適用面積	評価減額	評価減後の評価額	適用面積	評価減額	評価減後の評価額	
自営業土地	60,000	0	0	60,000	400	▲ 48,000	12,000
自宅	132,000	240	▲ 76,800	55,200	330	▲ 105,600	26,400
合計	192,000	240	▲ 76,800	115,200	730	▲ 153,600	38,400

→現行は自宅（特定居住用宅地等）から小規模宅地等の特例の適用を受けた場合、限度面積240m²まで適用しているため自営業土地については適用できなかったものが、改正案は適用可能となり、自宅（居住用宅地等）の適用面積も330m²に拡充されるため、評価減額が拡大する。

適用時期

平成27年1月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し④ (二世帯住宅)

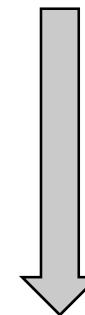
ポ イ ン ト

一棟の二世帯住宅で構造上区分のあるものについて、被相続人及びその親族が各独立部分に居住していた場合、特定居住用宅地等の特例適用対象となる要件が改正されます。

改 正 内 容

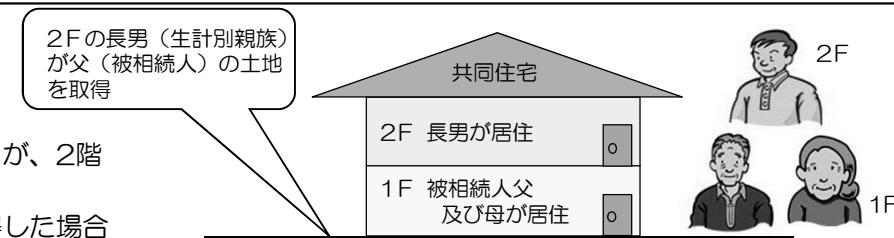
現 行

- (1) その構造上の区分された数個の部分の各部分（以下「独立部分」といいます）を独立して居住その他の用途に供することのできる建物の全部を被相続人又は被相続人の親族が所有していること。
- (2) 適用を受ける親族が、被相続人が相続開始の直前において居住の用に供していた独立部分以外の独立部分に居住していること。
- (3) 被相続人の配偶者又は被相続人が居住の用に供していた独立部分とともに起居していた被相続人の相続人がいないこと。



<事例>

被相続人の建物（構造上区分有り）
1階に被相続人父（配偶者母または同居相続人有り）が、2階に長男（生計別親族）が居住していた
相続発生後、土地は2階の長男（生計別親族）が取得した場合
他の適用要件は全て満たしていると仮定



改正案

被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したその二世帯住宅の敷地の用に供されていた宅地等のうち、被相続人及びその親族が居住していた部分に対応する部分。



【現行】小規模宅地の特例の適用なし
【改正案】適用有りに改正！建物が生計別親族の所有の場合も適用可

適 用 時 期

平成26年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し⑤ (老人ホーム)

ポイント

老人ホームに入所した場合の小規模宅地等の評価減の適用要件が緩和されます。

改正内容

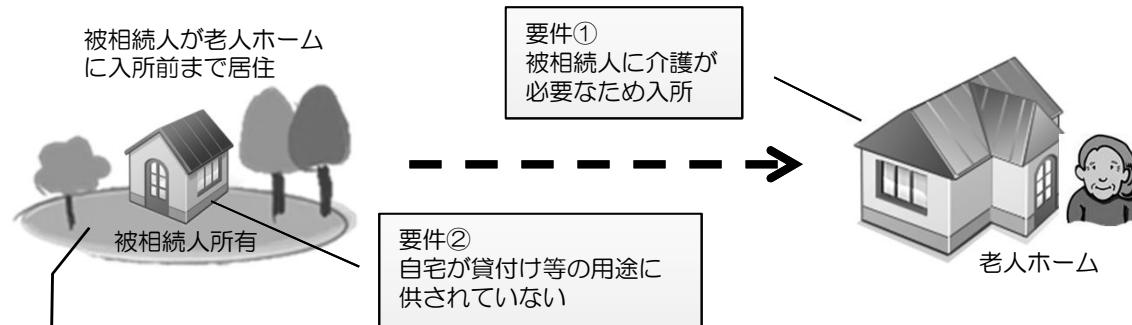
老人ホームに入所したことにより、被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等は、次の要件が満たされる場合に限り、相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていたものとして特例を適用

現行

- ①被相続人の身体又は精神上の理由により介護を受ける必要があるため、老人ホームへ入所することとなったものと認められること。
- ②被相続人がいつでも生活できるようその建物の維持管理が行われていたこと。
- ③入所後あらたにその建物を他の者の居住の用その他の用に供していた事実がないこと。
- ④その老人ホームは、被相続人が入所するために被相続人又はその親族によって所有権が取得され、あるいは終身利用権が取得されたものでないこと。

改正案

- ①被相続人に介護が必要なため入所したものであること。
- ②当該家屋が貸付け等の用途に供されていないこと。



相続の開始の直前の時において被相続人の居住の供されていたとして小規模宅地等の特例を適用
(他の適用要件は全て満たしていると仮定)

適用時期

平成26年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用

国外に居住する相続人等に対する相続税・贈与税の課税の適正化

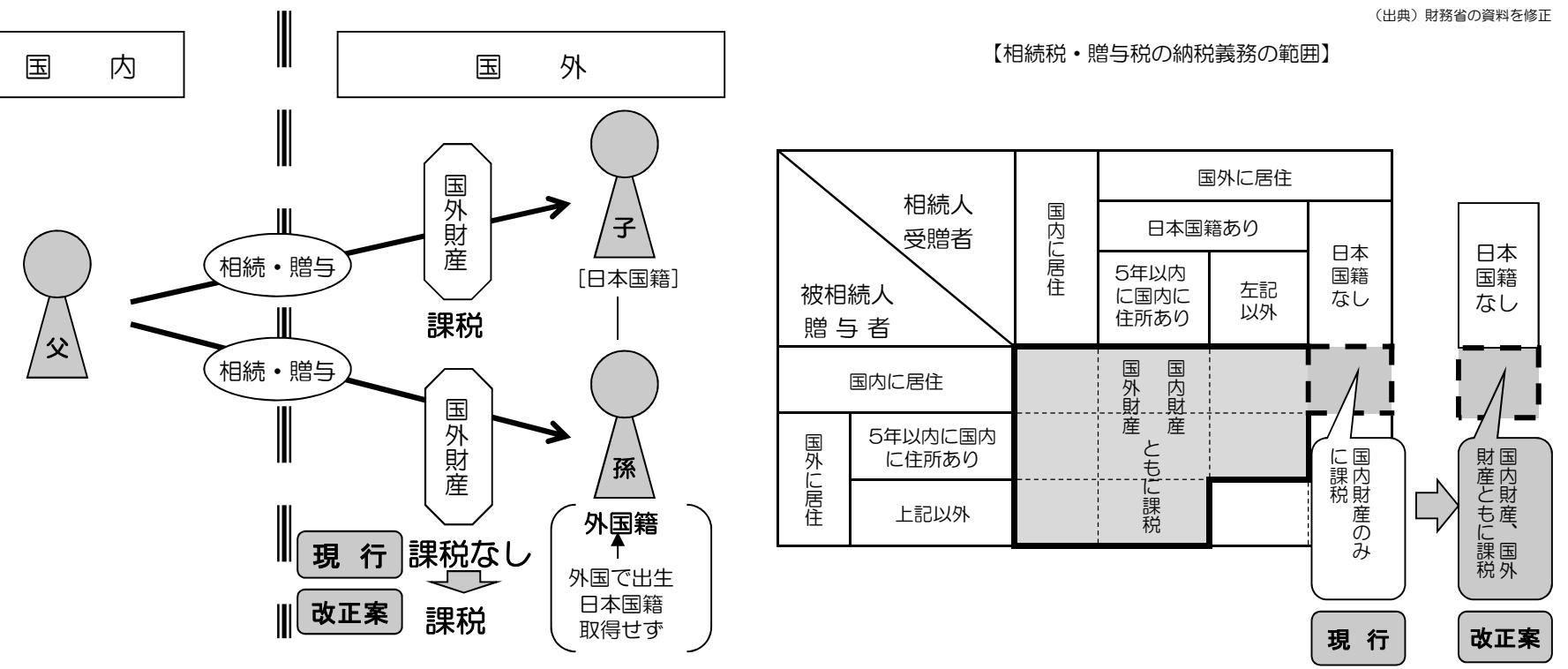
ポイント

子や孫等に外国籍を取得させることにより、国外財産への課税を免れるような租税回避事例が生じていることから、相続税・贈与税の納税義務の範囲について適正化が図られます。

改正内容

(現行) 相続人等が国外に居住している場合において、その相続人等が日本国籍を有するときは、国外財産についても課税される。
(改正案) 日本国籍を有しないときも国外財産についても課税されることになります。

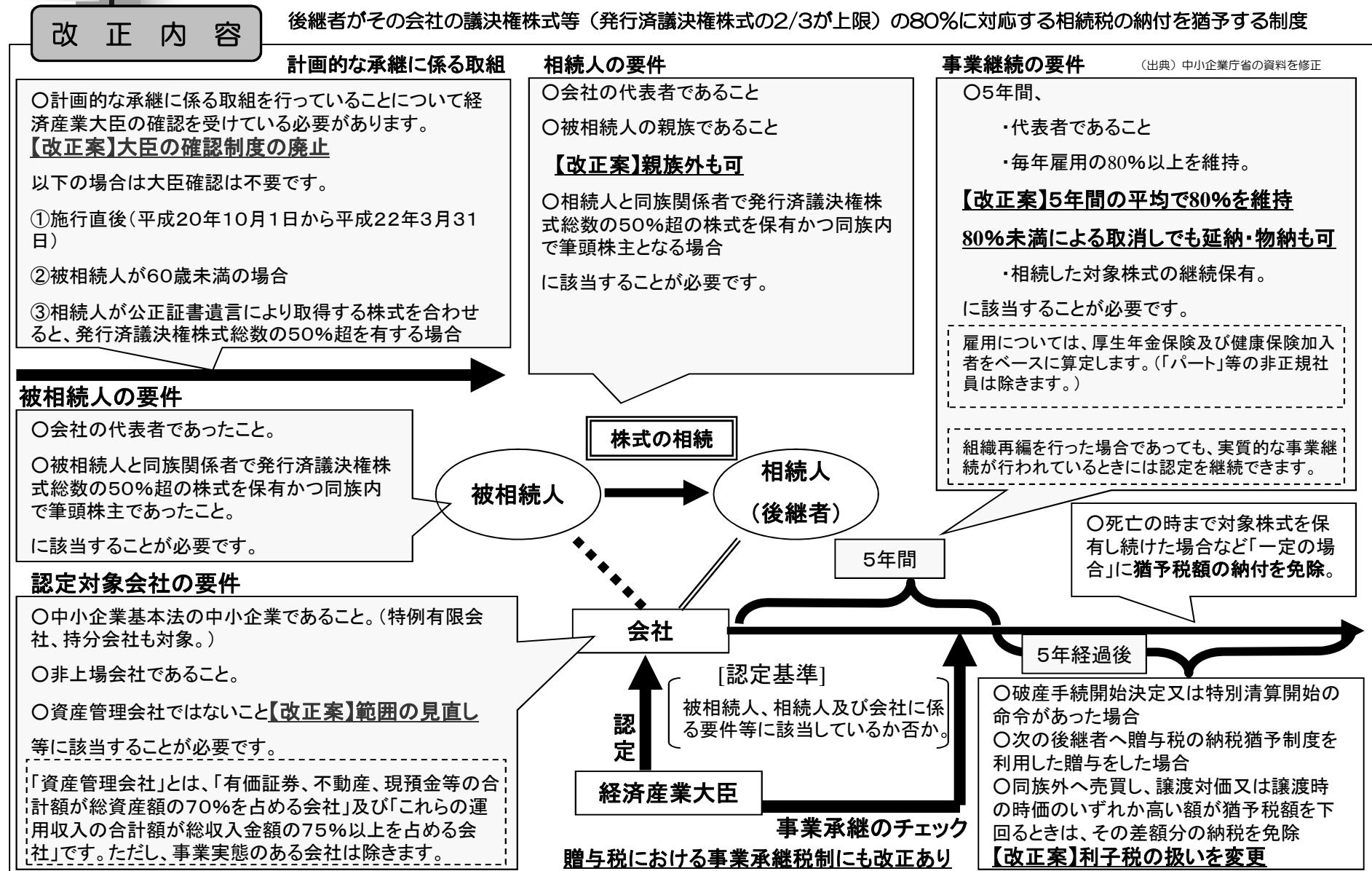
(出典) 財務省の資料を修正



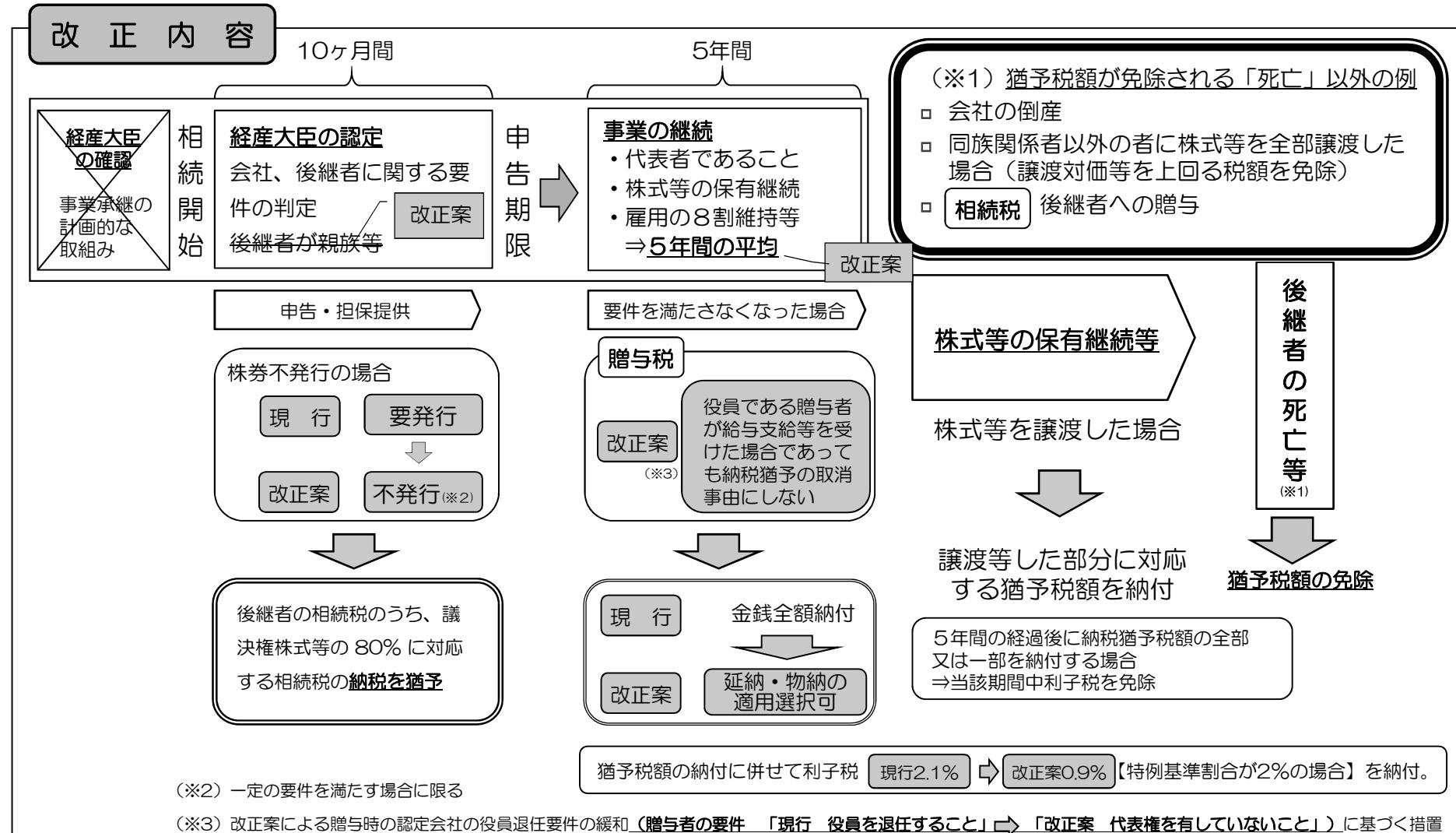
適用時期

平成25年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する国外財産に係る相続税又は贈与税について適用。

事業承継税制①（相続税の納税猶予制度）



事業承継税制②（相続税・贈与税の納税猶予制度）



適用時期

平成27年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用

事業承継税制③（相続税・贈与税の納税猶予制度）

改正内容

特例創設要件

民事再生計画の認可決定等があった場合、その時点における株式等の価額に基づき納税猶予税額を再計算し、その再計算後の納税猶予税額について、納税猶予が継続されます。

納税猶予税額の計算

- (イ) 被相続人の債務及び葬式費用を相続税の課税価格から控除する場合には、非上場株式等以外の財産の価額から控除することになります。
- (ロ) 資産保有型会社・資産運用型会社に該当する認定会社等を通じて上場株式等（1銘柄につき、発行済株式等の総数等の100分の3以上）を保有する場合には、納税猶予税額の計算上、その上場株式等相当額を算入しないことになります。

適用対象となる資産保有型会社・資産運用型会社の要件

適用対象となる資産保有型会社・資産運用型会社の要件について、次のとおり所要の見直しが行われます。

- イ 常時使用従業員数が5人以上であることとする要件は、経営承継相続人等と生計を一にする親族以外の従業員数で判定。
- 商品の販売・貸付け等を行っていることとする要件について、経営承継相続人等の同族関係者等に対する貸付けを除外。

納税猶予の取消事由

納税猶予の取消事由である「総収入金額が零となった場合」について、総収入金額の範囲から営業外収益及び特別利益を除外します。

適用時期

平成27年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用（経過措置あり）

その他の相続税・贈与税の改正

改 正 内 容

(1) 非上場株式をその非上場会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例

相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例の適用対象者の範囲に、相続税法等において相続又は遺贈により非上場株式を取得したものとみなされる個人が加えられます。

(注) 上記の改正は、平成27年1月1日以後に開始する相続又は遺贈により非上場株式を取得したものとみなされる個人について適用。

(2) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等について、次の措置が講じられます。

①適用対象となる中古住宅に係る地震に対する安全性に係る基準の適合要件を証する書類の範囲に、家屋が既存住宅売買瑕疵保険に加入していることを証する書類（加入後2年内のものに限る。）が加わり、既存住宅売買瑕疵保険に加入している一定の中古住宅を適用対象に追加。

②適用対象となる中古住宅に該当することを証する書類（耐震基準適合証明書）の証明者の範囲に、住宅瑕疵担保責任保険法人が追加されるとともに、書類の様式について見直し。

(3) 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度

農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、営農困難時貸付けの適用を受けることができる事由に、上肢又は下肢の一部の喪失等の農業に従事することが困難な故障が生じたことが加えられます。

(4) 特別障害者扶養信託契約に係る贈与税の非課税措置

特別障害者扶養信託契約に係る贈与税の非課税措置について、次の措置が講じられます。

①適用対象者の範囲の拡大。

②上記①の者に係る非課税限度額を3,000万円。

③特別障害者扶養信託契約の終了時期を、特別障害者又は上記①の者の死亡の日（現行 特別障害者の死亡後6月を経過する日）。

(注) 上記の改正は、平成25年4月1日以後に贈与により財産を取得した者に係る贈与税について適用。

(5) 相続税の物納制度における管理処分不適格財産の範囲

相続税の物納制度について、管理処分不適格財産の範囲に次の財産が加えられます。

①地上権、賃借権その他の権利が設定されている不動産で、その権利を有する者が暴力団員その他一定の者等であるもの
②暴力団員等が役員となっている法人又は暴力団員等が事業活動を支配する法人が発行した株式